

iDeCoの意義、問題点と今後の展望



野村総合研究所 上級研究員

金子 久

2016年6月、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が公布された。本法律は確定拠出年金に関する様々な見直しが含まれているが、そのトップバッターとして個人型確定拠出年金（愛称「iDeCo」（イデコ））の加入可能範囲の拡大が今年1月から施行されている。これにより、iDeCoは専業主婦や公務員などを含む基本的に60歳未満の全ての人が加入可能になった。この改正は主務官庁が企図する私的年金制度の拡充の観点のみならず、政府全体で推し進める家計の安定的な資産形成の促進や経済成長のための家計金融資産の有効活用という観点からも注目に値する。

そこで、本稿では、今回の確定拠出年金法の見直し、中でもiDeCoの加入可能範囲の拡大に焦点を当て、その意義を解説すると共に、野村総合研究所が実施したアンケート調査から予想されるiDeCoの市場規模や普及のため課題について述べてみたい。

1. 拡充される確定拠出年金

そもそも、確定拠出年金（DC）とは、企業年金等を含む私的年金の一種で、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額を基に年金給付額が決定される制度である。この制度には企業型、個人型がある。企業型DCは企業が設立し、掛金の拠出は企業が行う。企業が規約に定めた場合には従業員（加入者）も会社の拠出額を超えず、かつ会社拠出額との合算が法律上の拠出限度額を超えない範囲で上乗せ拠出（マッチング拠出）が可能となっている。一方、個人型であるiDeCoは、個人が銀行や保険会

目次

1. 拡充される確定拠出年金
2. 初年度の申込は数十万人規模に留まる
3. 元本確保型への偏りが懸念される商品選択
4. 普及への障害
5. iDeCoが広く活用されるための条件

(図表1) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(2016年6月3日公布)

改正内容	施行日
① 簡易企業型DC制度の創設 ・ 中小企業を対象に設立手続きを大幅に緩和	公布から2年以内
② iDeCoへの小規模事業主掛金給付制度の創設 ・ 中小企業を対象にiDeCoに加入する従業員の拠出に事業主が追加拠出可能にする	公布から2年以内
③ DCの拠出限度額の年単位化	2018年1月
④ iDeCoの加入可能範囲の拡大 ・ 主婦、公務員、企業年金加入者もiDeCoの加入が可能に	2017年1月
⑤ DCとDBのポータビリティの充実 ・ 企業型DCおよびiDeCoからDBへ、企業年金から中退共への資産移管が可能	公布から2年以内
⑥ 継続投資教育の努力義務化 ・ 企業型DCにおける継続投資教育が努力義務に	公布から2年以内
⑦ 運用方法の選定および提示 ・ 元本確保型商品の提示義務が廃止に	公布から2年以内
⑧ デフォルト商品(指定運用方法)に関する規定の整備 ・ 事業主の任意で分散投資効果が期待できる商品をデフォルトに設定することが可能に	公布から2年以内
⑨ 運営管理機関の見直しの努力義務化 ・ 委託する運営管理機関を5年毎に評価し、必要に応じて変更することを努力義務とする	公布から2年以内
その他(商品除外規定の整備、運用商品の抑制など)	—

(出所) 確定拠出年金法等の一部を改正する法案(2015年4月3日国会提出)などより野村総合研究所作成

社、証券会社などで専用の口座を開設し、自らが掛金を拠出する制度である。いずれのタイプも加入者は、自らの拠出額を課税所得から控除でき、運用益には課税されない、給付時には公的年金等控除や退職所得控除などの手厚い税制優遇を得ることができる。

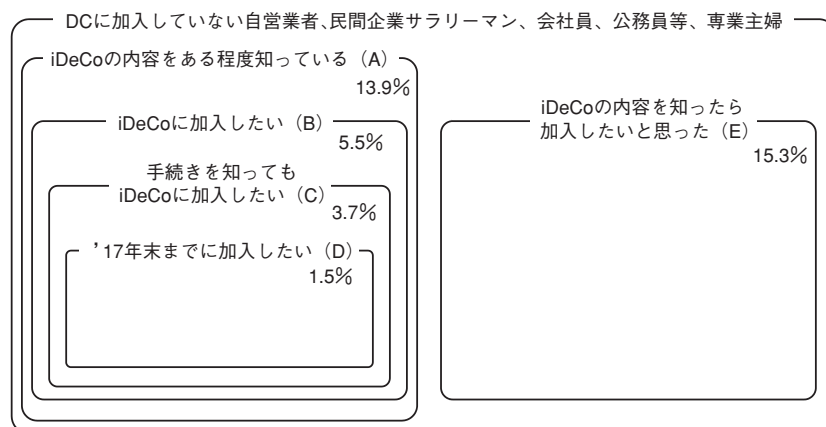
DCの加入者数は2016年12月末現在、620万人で、このうち企業型DCが589万人と大半を占め、iDeCoはわずか31万人に過ぎない。そして、そのiDeCoの加入者の大半が当初は企業型DCに加入していたが退職や転職により個人型に移管した人で占められ、最初からiDeCoに加入した人は少ないといわれていた。利用実態からみれば、iDeCoは企業型DCを利用できなくなった人の受け皿制度に

近かった。

一方、加入者数が順調に増えているようにみえる企業型DCにも問題がある。中小企業に限ると企業型DCも期待されるほどの普及に至っていない。適格退職年金制度の廃止や厚生年金基金の見直しが進む中、企業型DCの導入件数はそれほど伸びず、結果として中小企業における企業年金の実施割合が年々低下している。

このような現状を打破し、DCの普及拡大を狙ったのが今般施行されたDC法改正法だ。DC法改正法の内容は多岐にわたるが(図表1参照)、このうち特に注目されるのはiDeCoの加入可能範囲の拡大で(図表1④)、今まで加入することができなかった専業主婦

(図表 2) iDeCoに対する意識



(出所)「iDeCoに関するアンケート調査 (2016年10月)」(野村総合研究所)

・主夫（国民年金の第3号被保険者）や企業年金加入者、公務員等共済年金加入者も加入可能となった。これによりiDeCoは基本的に60歳未満の全ての方が利用できるようになった（注1）。

また、企業年金の実施が困難な中小企業に対しては、従業員のiDeCo口座への企業による追加拠出を可能とする「個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度」（図表1②）を創設した点も注目される。

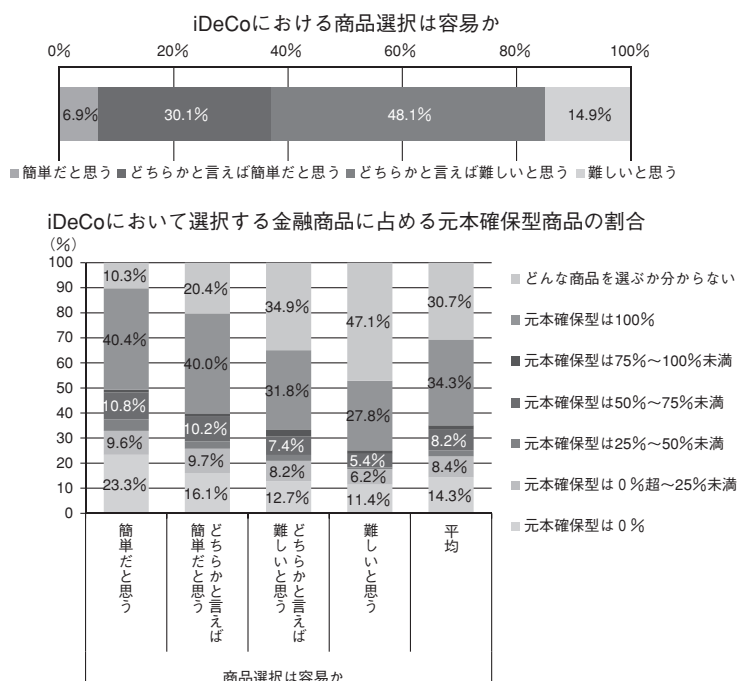
■ 2. 初年度の申込は数十万人規模に留まる

野村総合研究所が行った「iDeCoに関するアンケート調査 (2016年10月)」（注2）は、全国の25歳以上60歳未満男女で、確定拠出年金に加入していない自営業主（注3）及び民間

企業のサラリーマン、公務員・私立学校教職員（以下では「公務員等」という）、専業主婦・主夫を対象としている。以下ではこれら4,063万人のiDeCoに対する意識の推計を行った。

アンケートではiDeCoについて認知状況と加入意向、加入手続きの負担感等について聞いた（注4）。iDeCoの「内容をある程度知っている」という人は、全体の13.9%（図表2中の（A））で、この中でiDeCoに加入したいと考えている人は39.2%（（B）、全体の5.5%）であった。さらに、この加入意向者にiDeCoの加入前後の手続きの中で特徴的な5点、①加入手続きはネットで完結しない、②基礎年金番号の記入が必要、③サラリーマンの場合は勤め先の証明書が必要、④申込から口座開設までに1.5～2ヶ月程度の期間が掛かる、⑤住所変更や掛金額の変更では書面の提出が

(図表3) iDeCoの加入意向者の商品選択



必要、を説明し、加入意向に変化があったかを聞いた。その結果、それでも申し込みたいという人は (B) のうちの67.3% ((C)、全体の3.7%) となった。

これを基に人数を推計すると、調査時点でiDeCoへの加入申込を希望している人は4,063万人の中で149万人過ぎない。この中の大半は「いつかは申し込みたい」程度の考えの人が大半で、「2017年末までに申し込みたい」と考えている人は60万人 (図表中の (D) 全体の1.5%) と推測される (注5)。

この人数はアンケートを基にした純粋な推計値にあたるが、実際の申込件数はこれを下回るはずだ。アンケートでは加入前後の手続

きについてできるだけ分かり易く説明したが、文章だけでは理解し難く、実際に経験しない限り煩雑さの判断は難しいはずだ。回答者はその負担感を過小評価していることは十分に考えられる。このため、実際に「2017年末までに申し込みたい」人は、60万人より少なく、数十万人に留まると考えてよい。

3. 元本確保型への偏りが懸念される商品選択

アンケートでは、iDeCoの認知度が低いことを前提に制度内容を説明し、同制度を「余り知らない人」や「全く聞いたことがない人」

(全体の86.1%)にも、利用意向を聞いた。その結果、加入前後の手続きについて考慮する前の段階で、iDeCoへの加入意向を示した人は17.8% (図表2中の(E)、全体の15.3%)であった。iDeCoの内容を「ある程度知っている」という人の中で加入意向を示した人(B))も合わせると、加入したいと考える人は全体の20.8%となる。これは、今回の調査の推計対象(4,063万人)に制度の概要を広く知らしめることができれば、846万人が加入したいと考えることを示している。

これらの人々に、iDeCoに加入した際に行う商品の選択についても聞いた。まず、商品選択が容易と思うか難しいと思うかについて聞いたところ、63.0%の人が難しいと答えている(「難しいと思う」と「どちらかと言えば難しいと思う」の合計)(図表3上図参照)。さらに、選択する商品の内訳について聞いたところ、「元本確保型は100%」と回答した人が34.3%に達した(図表3下図右端)。このほか「どんな商品を選ぶか分からない」と回答した人も30.7%と多い。商品選択が難しいと感じる人を中心に、「どんな商品を選ぶか分からない」場合、預貯金などの元本確保型商品に流れる可能性が高い。iDeCoにおける商品選択が元本確保型に著しく偏る可能性も十分に考えられる。

■ 4. 普及への障害

これらの結果をどう評価すべきであろうか。初年度のiDeCoの予想申込数については、実際に同制度に携わっている金融機関の担当者の中には想定範囲とか、想定以上だという人もいるだろう。しかしながら、私的年金制度の普及や経済成長のための家計金融資産の有効活用という大局的な観点からみれば、より多くの人が利用し、資産運用に取り組む状況を目指すべきで、アンケートのような受け止められ方ではインパクトに欠ける。こうした状況に留まっている原因についてアンケートを基に考えると、まず、手続きの煩雑さが挙げられる。先に述べたように、申込等の手続きの概要を知っただけで多くの人が、加入意欲を失っている。手続きに関する障害を排除できれば、申込希望者の割合は3.7%から5.5%(人数は222万人)に増加する。

また、認知度の低さも問題だ。先に説明したように、iDeCoの「内容をある程度知っている」という人は13.9%しかいない。これは、主として金融機関からの情報提供が少ないためと考えられる。今回のアンケートでiDeCoの利用可能範囲の拡大を知っている人に、それを知った情報源を聞いたところ、金融機関の窓口・営業担当から聞いたという人は5%に届かなかった。NISAについて同様の趣旨を導入前にアンケート調査した際には20%程度であったことと比較して、明らかに少ない。

金融機関による情報提供が進み、現在は iDeCo の内容を知らない人にもその内容が理解された場合、申込希望者（いわば潜在的利用希望者）の割合は 20.8% にまで増加する可能性があることを、今回のアンケートは示している。

さらに、運用商品の選択や配分に関する人々の判断も資産運用に取り組むに当たって障害になっている。先にも述べたように、潜在的利用希望者の中で商品の選択や配分を決めることが難しいと感じる人は多く、元本確保型商品のみを選択する人の割合も高くなることが予想される。商品選択や資産配分にあたって人々は、説明や資料など金融機関による情報提供を期待するはずで、多くの人々が年金として適切な資産運用に取り組むことになるかの鍵は、金融機関の対応が握っている。

■ 5. iDeCo が広く活用されるための条件

これらの障害を克服するための条件もアンケートから明らかだ。第一に手続きの簡素化が挙げられる。短期的には、職域での加入手続きを一般化する等の対策が重要だ。アンケートで示した 5 つの手続きの中では、勤め先の証明書の取得を負担に感じている人が最も多かった。従って、勤め先の協力を前提とする職域での加入手続きを一般化することは、加入希望者の負担を軽減すると期待できる。さらに長期的には、申込手続きの抜本的な簡

素化のため、制度そのもののシンプル化を検討すべきだ。現在、iDeCo では、公的年金や企業年金の加入状況によって、拠出上限が事細かく定められている^(注 6)。加入者の拠出額が限度額を超えていないことをチェックするために必要とされる手続きも多い。年金制度において公正性を保つことは重要で、そのために拠出限度額が複雑になったことは理解できる。だが、それにより普及が遅れ、期待される役割を果たせないでいるのであれば、わが国の年金制度全体の質の維持が困難になり、公平性の確保自体、無意味になりかねない。大きく公平性を崩さない範囲で拠出限度額のルールを単純化すべきであろう。

また、金融機関における金融商品の営業業務と確定拠出年金の運営管理業務の兼業禁止規定の緩和がもう一つの重要な条件だ。「確定拠出年金の運営管理業務は加入者等の利益のみを考慮して中立な立場で行う必要があり、運営管理業務を行う機関に対する国民の信頼性が確保されるよう、金融商品の販売等を行ういわゆる営業職員は運用関連業務を兼務してはならない」とされ、現在、金融商品の営業と確定拠出年金の運営管理業務の兼業が原則、禁止されている。現状でも確定拠出年金に加入する前の人に限って、営業担当者が制度を紹介することなどは認められているのだが、多くの金融機関は、顧客と継続的な付き合いが期待される営業担当者に制度の紹介を担当させることについて慎重に考えている。この兼業禁止規定があるために、加入後

の顧客に対して営業担当者は商品の説明が行えず、顧客に年金運用として適切な資産配分を促すことにも支障を来すことが予想される。兼業禁止規定は顧客の金融機関に対する期待からも乖離しており、制度の幅広い普及のためには、この規定の見直しは喫緊の課題だ。

また、この際、営業担当者の資産運用に対する知識のレベルアップを金融機関側に求めることも必要であろう。営業担当者が身につけるべき知識の中には、有価証券等の運用に関わる知識ばかりでなく、年金制度等に関する知識も含まれる。今回のアンケートを通じて、多くの人は年金制度間の違いについて理解していない様子が窺えた。このような状況で、確定拠出年金の利用を顧客に勧めるのであれば、公的年金を含む年金制度全体の説明も必要だ。金融機関からすれば確定拠出年金ビジネスのためだけにそのような対応はし難いと思うかもしれない。しかし、個人の資産形成を手助けするサービスを行おうとするならば、元来必要な対応であり、今回がその切っ掛けになるに過ぎない。

以上の条件が整備されるのであれば、確定拠出年金は改正趣旨に沿う形で、普及に弾みがつくはずだ。今回のアンケートはそう示唆している。

(注1) 企業型DC加入者の場合、当該企業型DCの規約で事業主掛金の上限を引下げることを定めた場合に限り、iDeCoに加入できる。既に企業型DC

に加入している従業員にとっては、多くの場合、規約の不利益変更となるため、既存の企業型DC加入者の中で実際にiDeCoを利用できる人は少ないと考えられる。また、未成年の場合は、従来通り、厚生年金に加入し、その他の要件を満たしている場合にiDeCoに加入できる。

(注2) 本調査は25歳以上60歳未満の人を対象に2016年10月15日～18日に実施したインターネットアンケートである。公的年金の被保険者の種類や保有資産構成などは他の信頼できる統計と差があったため、集計において他の信頼できる統計に合わせてサンプル数補正(ウェイトバック)を行っている。なお、25歳未満の人でもiDeCoに加入できるが、本調査の対象にしなかった理由は、この層は一般に年金や資産形成に対する意識が低く、十分な回答を集めにくいためである。

本アンケートの報告書は以下に掲載されている。

<https://www.nri.com/jp/event/mediaforum/2017/forum246.html>

(注3) 自営業主以外の第1号被保険者(学生・無職の者・家族従業員など)もiDeCoに加入することは可能であるが、サンプル数が少なかったり判定が難しかったため、今回の集計から外している。

(注4) 「iDeCo」という愛称が知られていないことを踏まえて、アンケートでは「個人型確定拠出年金」という名称を使い、申込意向などを聞いている。

(注5) 「2018年に申し込む」と考えている人は、最大でも7万人と見積もられる。

(注6) iDeCoの拠出上限は次のように定められている。自営業者など(国民年金の第1号被保険者)であれば月額6.8万円(ただし国民年金基金との合算枠)。専業主婦・主夫(国民年金の第3号被保険者)であれば、月額2.3万円。職場に企業年金のないサラリーマンの場合は、月額2.3万円。サラリーマンでも職場にある企業年金は企業型DCのみの場

合は月額20万円（企業型DCの規約でiDeCoへの加入を認めている場合に限る）。職場に確定給付型企业年金がある場合には月額12万円（企業型DCもある場合には、その規約でiDeCoへの加入を認めてい

る場合に限る）。公務員及び私学共済加入者は月額12万円。

